

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三
- 公告
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件二 三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三

告 示

福島県告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 小名浜港背後地一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 平成二十五年二月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

公 告

公告第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、上奈良沼沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十五年十一月十四日完了したので公告する。

平成二十六年一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

公告第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、万五郎地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十五年十二月十一日完了したので公告する。

平成二十六年一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

公告第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十條第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）